（タクシー業務適正化特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和四十五年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（指定地域の指定の要請）

第一条の二　法第二条の二第四項から第六項（これらの規定を法第二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により指定地域の指定を要請しようとする特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第八条第一項に規定する協議会、都道府県知事又は市町村長は、次に掲げる事項を記載した要請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　指定を要請する地域

二　指定を要請する理由

三　その他参考となる事項

第九条の次に次の一条を加える。

（タクシー運転者登録原簿の保存期間）

第九条の二　法第十一条の国土交通省令で定める期間は、登録の消除の日から二年間とする。

第十六条第一項第二号中「指定地域」を「単位地域」に改める。

第十六条の四を第十六条の五とし、第十六条の三の次に次の一条を加える。

（登録実施機関の登録の有効期間）

第十六条の四　法第二十条第一項の国土交通省令で定める期間は、五年とする。

第三十二条中「指定地域内において」を削る。

第三十八条中「場合、」を「場合及び」に改め、「及び指定地域外の営業所に配置するタクシーに運転者証又は事業者乗務証に類似するものを表示する場合」を削る。

第四十四条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第四十四条の二　法に規定する国土交通大臣の権限は、次に掲げるものを除き、地方運輸局長に委任する。

一　法第二条の二第一項の規定による指定地域の指定

二　法第二条の二第二項（法第二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定地域の指定の解除

三　法第二条の三第一項の規定による特定指定地域の指定

四　法第三条第一項の規定による地域の指定

五　法第五十一条第一項の規定による報告及び検査

六　法第五十二条第二項において準用する道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四十一条第三項の規定による封印の取付け及び同条第四項の規定による登録識別情報の通知

2　前項の規定により地方運輸局長に委任された権限のうち法第五十二条第二項において準用する道路運送法第四十一条第一項の規定による自動車検査証の返納の受理及び自動車登録番号標の領置並びに同条第二項の規定による自動車検査証及び自動車登録番号標の返付は、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。

3　法第五十一条第一項に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長、運輸監理部長及び運輸支局長も行うことができる。

第二号様式を次のように改める。

第二号様式〔第３条〕

登　録　申　請　書

運転免許証の番号	申請年月日
	年　月　日

殿

運転免許証の有効期限	運転免許の種類
年　月　日	1 大型 2 中型 3 普通

単位地域

フリガナ		生年月日
氏名		1．大正 2．昭和　年　月　日 3．平成
住所コード	フリガナ	
住所		
事業者コード		
事業者	氏名又は名称 住所	

申請者の氏名
住所

注　(1)　運転免許の種類の欄及び生年月日の欄中番号が付されている事項は、該当する番号を○で囲むこと。

(2)　住所コード及び事業者コードは、地方運輸局長（登録実施機関が登録事務等を行う場合には、登録実施機関）の定めるところにより記入すること。

(3)　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。